

事業所の給与事務ご担当者様へ

綾町町民課長

(公印省略)

給与支払報告書の提出について（お願い）

平素より本町の税務行政にご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、地方税法第 317 条の 6 第 1 項の規定により、給与支払報告書を給与受給者の居住市町村長(令和 8 年 1 月 1 日現在)に提出しなければなりません。令和 7 年分につきましても、以下の内容にご注意いただいて令和 8 年 2 月 2 日(月)までにご提出くださいますようよろしくお願いいたします。なお、関係事務委託している場合は、同封の総括表等を関与税理士事務所にお届けください。

また、地方税ポータルシステム「eLTAX(エルタックス)」により給与支払報告書が提出できます。その場合、書面の提出は必要ありません。

【対象者】令和 8 年 1 月 1 日現在、綾町に住所を有する方

令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの 1 年間に支払われたすべての給与等について給与支払報告書を提出してください。

※パート、アルバイト、乙欄該当者、年末調整未済の方、退職された方、役員報酬、確定申告される予定の方等についてもご提出をお願いいたします。

【注意事項】

- ① 総括表に記載した報告人員数と個人別明細書の提出枚数が一致するよう確認してください。
- ② 給与支払報告書提出後、訂正が生じた場合は、総括表及び給与支払報告書の右上に「訂正分」と朱書きして、再度提出してください。
- ③ 給与支払報告書提出後に退職・休職・転勤等が生じ、特別徴収ができなくなった場合は、「給与支払報告に係わる給与所得者異動届出書」を令和 8 年 4 月 10 日(金)までに必ず提出してください。
- ④ 給与支払報告書(個人別明細書)の詳しい書き方については、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」(国税庁 HP)をご確認ください。

チェック項目	チェック欄
令和 8 年 1 月 1 日現在の住所は綾町であるか。	
平成 22 年 1 月 2 日以降に生まれた方を「16 歳未満の扶養親族」欄に記載しているか。	
平成 15 年 1 月 2 日～平成 19 年 1 月 1 日に生まれた方を「特定」欄に記載しているか。	
昭和 31 年 1 月 1 日以前に生まれた方を「老人」として処理しているか。	
控除額の内訳と合計額が一致しているか。	
支払金額に前職分を合算している場合、摘要欄に前職の「事業所名」「給与収入」「社会保険料」を記載しているか。また、普通徴収の場合は略号(後述)を記載しているか。	
令和 7 年中の就職/退職者については、就職/退職日を記入しているか。	
住宅ローン控除(住宅借入金等控除)を適用される方は、「住宅借入金等特別控除の額」及び「住宅借入金等特別控除可能額」「居住開始年月日」等必要事項の記載があるか。	
パート・アルバイト・退職者等の方の分も作成してあるか。	
受給者や被保険者のマイナンバー(個人番号 12 桁)を記載してあるか。	

【提出書類】

①給与支払報告書(総括表)

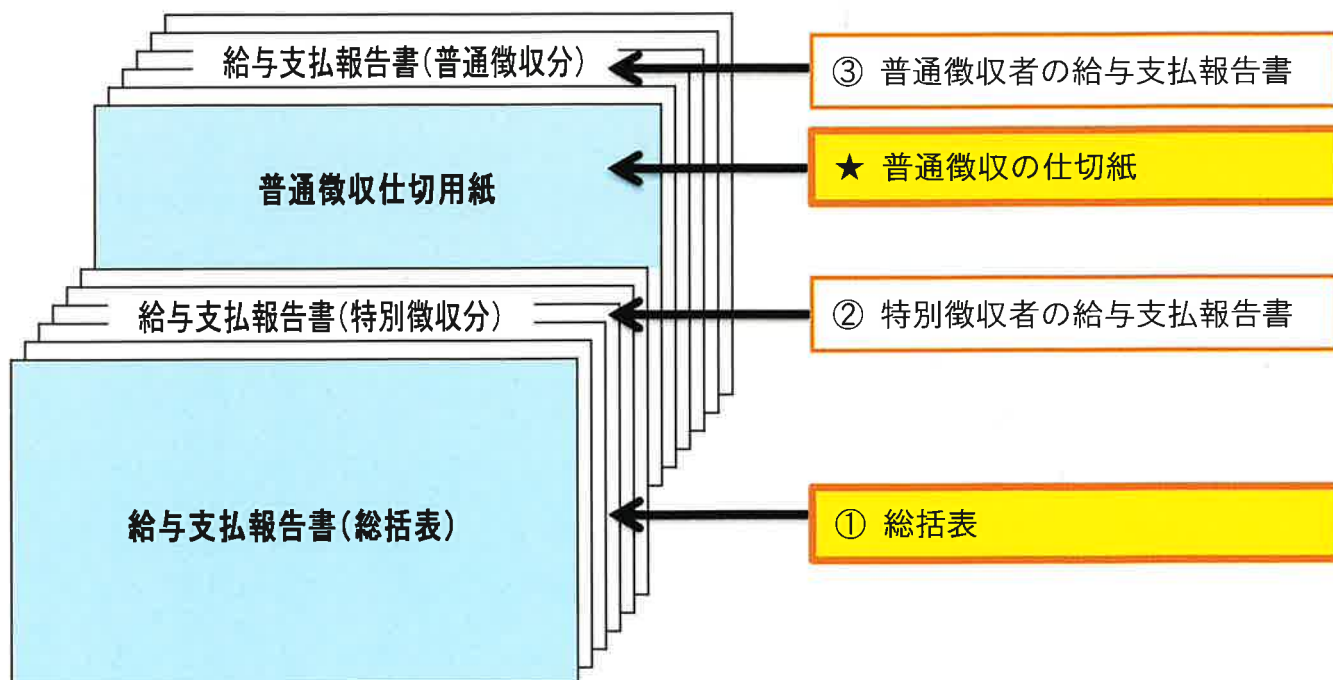
綾町作成の総括表は事業所毎に指定番号を付しておりますので、必ず提出してください。事業所で作成された総括表で提出する場合でも、綾町作成の総括表を同封してください。

②③給与支払報告書(個人別明細書 特徴/普徴)

1人につき1枚提出してください。(副本は不要です。)

※法令に基づき、受給者はすべて特別徴収となりますが、特別徴収できない受給者がいる場合に限り、普通徴収となります。該当する方がいる場合、普通徴収になった理由を摘要欄に記入してください。

略号	理由(下記6項目以外の理由は不可)
普A	常時2人以下の家事使用人(事業に従事していない者)
普B	他の事業所で特別徴収されている者(例:乙欄適用者)
普C	給与が少額で税額を引ききれない者
普D	給与の支払いが不定期な者(例:給与の支払いが毎月でない)
普E	白色事業専従者(個人事業主のみ対象)
普F	休職・産休・育休者等、または退職者及び令和8年5月末日までの退職予定者



令和8年度（令和7年分）給与支払報告書（総括表）

令和8年 月 日 提出 綾町長 あて

指 定 番 号	
給与の支払期間	令和 年 月 分から 月 分まで
給与支払者の個人番号又は法人番号	
フリガナ	
給与支払者の氏名又は名称	
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称	
フリガナ	
同 上 の 所 在 地	
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	電 話 番 号
連絡者の氏名、所属課、係名、電話番号	電 話 番 号
給与税理士等の氏名及び電話番号	電 話 番 号

令和8年度給与支払報告書（総括表）の提出について（お願い）

このことにつきましては毎年格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。
令和7年分につきましても、令和8年1月末日（休日の場合は翌日）までに、この総括表の所定事項をご記入のうえ、給与支払報告書に添えて提出していただきますようお願いいたします。
（事業所名、住所の変更は朱書きしてください。）
なお、関係事務委託の場合はこの総括表を関与税理士事務所にお届けください。

※ 綾町への提出について

- （1）必ず、この総括表を使用してください。
- （2）令和8年1月1日において、綾町に住所を有する「給与の支払を受ける者」（以下「受給者」といいます。）の給与支払報告書（個人別明細書）を「総括表」に添えて、1月末日（休日の場合は翌日）までに必ず提出してください。
- （3）該当者がいない場合は、破棄していただいて構いません。
- （4）特別徴収できない受給者以外は、全員特別徴収となります。特別徴収できない受給者がいる場合には、特別徴収する人と特別徴収できない人を分けて提出してください。
- （5）給与支払報告書を提出した受給者について、退職・転職等があった場合は、その翌月10日まで必ず「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

連絡先
〒880-1392
宮崎県東諸郡綾町大字南俣5 1 5 番地
綾町役場
町民課 税務係
電話 0985-77-1113（直通）

- 1 この給与支払報告書（以下「報告書」という。）は、地方税法（以下「法」という。）第37条の6第1項又は第3項に規定する給与について使用してください。
- 2 給与の支払をする者で、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のあるものは、次により関係市町村に報告書を提出してください。
- （イ） 1月1日現在において給与の支払を受けている者 2月2日まで
- （ロ） 給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けないもの 退職した年の翌年の2月2日まで
- 3 「指定番号」欄には、提出先の市町村が定める指定番号を記載してください。
- 4 「給与の支払期間」欄には、「報告書の合計」欄で計上された人員に給与を支払った期間を記載してください。
- 5 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左欄を1文字空けて記載してください。
- 6 「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄には、経理責任者の職氏名を記載してください。給与支払者が国の機関である場合には、国の機関名を記載してください。
- 7 「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。
- 8 「関与税理士等の氏名及び電話番号」欄には、税理士等が報告書を作成する場合に、報告書に関する問合せ先となる税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。
- 9 「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。
- 10 「特別徴収対象者の氏名」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、特別徴収の対象となるものの人員を記載してください。
- 11 「普通徴収対象者の氏名」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、普通徴収の対象となるもののうち退職者を除くものを記載してください。
- 12 「普通徴収対象者の氏名」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、普通徴収の対象となるもののうち退職者を除いた人員を記載してください。
- 13 「報告書の合計」欄には、「特別徴収対象者」欄、「普通徴収対象者」欄、「退職者」欄及び「普通徴収対象者（退職者を除く）」欄の人員の合計を記載してください。
- 14 「給与の支払方法及びその期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。

50 - ()

↑ 指定番号を記載してください

普通徴収

町県民税を個人で納入する人

() 人

50 - ()

↑ 指定番号を記載してください

普通徴収

町県民税を個人で納入する人

() 人